

外国語でのコミュニケーションをお手伝いします

外国人のみなさまの日常生活を支援すること、また、地域のみなさまと外国人のみなさまとの円滑なコミュニケーションを支援することで、市民のみなさまにとって暮らしやすいまちとなるよう、「在住外国人生活支援事業」を実施しています。外国人のみなさまとコミュニケーションを図る際に、ぜひ、ご活用ください。

市内外国人人口の状況



※()内の数字は、市内総人口に対する外国人人口の割合です。

◎音声自動翻訳機の貸出

英語、ベトナム語、中国語、ポルトガル語等、75か国語(一部地域方言を含む。)と日本語とを双方に翻訳できる「音声自動翻訳機」を地区(自治会)、学校、認定こども園、保育所、幼稚園、または市内の団体に貸し出します。地区(自治会)の説明会、イベント等、様々な場面で活用いただけます。



◎チラシやお知らせ文書の翻訳

地区(自治会)や市内団体の行事、イベント等のお知らせ文書を翻訳します。英語、ベトナム語、中国語以外にも、様々な言語に翻訳できます。

◎行事・イベントへの通訳者の派遣

地区(自治会)や市内団体の行事、イベント等に通訳者を派遣します。リアルタイムで外国人のみなさまに目の前でどんなことが話されているのかをお伝えすることができるほか、その場の質問に対応できる等、双方向のコミュニケーションが可能になります。



制度の利用方法等、詳しくは、企画政策課にお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.kato.lg.jp/kakukanogoannai/machidukuriseisakubu/kikakuseisaku/kikaku/news/gaikokuzin/8475.html>



☎まちづくり政策部企画政策課(庁舎4階) 担当:山本舞 ☎43-0388

令和3年度国民健康保険税の税率・軽減判定基準を変更します

◎令和3年度国民健康保険税率表 (【 】内は令和2年度です。)

| 区分 | 医療給付費分 | 後期高齢者支援金等分 | 介護納付金分 (40歳以上65歳未満対象) |
|---------------------|---|----------------------|--------------------------|
| ①所得割額 | 国民健康保険加入者の令和2年中の「総所得金額等」から基礎控除額(430,000円※)を差し引いた額に、税率を乗じて計算します。 7.75% 【7.18%】 | 2.75% 【2.66%】 | 2.48% 【2.26%】 |
| ②均等割額 | 国民健康保険加入者1人につき、均等に負担いただく金額です。 32,000円 【29,200円】 | 11,100円 【10,400円】 | 12,600円 【11,400円】 |
| ③平等割額 | 1世帯ごとに負担いただく金額です。 22,000円 【21,700円】 | 7,600円 【7,600円】 | 6,400円 【6,100円】 |
| 賦課限度額 | 63万円 【63万円】 | 19万円 【19万円】 | 17万円 【17万円】 |
| 年間の国民健康保険税額 = ①+②+③ | | | |

※合計所得金額が2,400万円を超える方は、基礎控除額が変わります。詳しくは、税務課にお問い合わせください。

◎軽減判定基準の変更について

個人所得課税の見直しに伴い、低所得者の保険税の軽減判定基準を変更します。前年所得(※1)が、下表の世帯区分のいずれかに該当する世帯は、国民健康保険税の均等割額・平等割額から軽減割合の額を減額します。

【軽減判定基準】

| 軽減割合 | 世帯区分 | |
|------|---|---|
| | 令和2年度まで | 令和3年度から |
| 7割 | 33万円以下である | 43万円+10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)以下である |
| 5割 | 33万円+28万5千円×(被保険者数+特定同一世帯所属者(※3)数)以下である | 43万円+28万5千円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下である |
| 2割 | 33万円+52万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下である | 43万円+52万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下である |

※1 前年所得とは、世帯主(国民健康保険に加入していない世帯主を含む)、および国民健康保険加入者全員と、特定同一世帯所属者の前年の所得金額の合計額です。

※2 給与所得者等とは、世帯主(国民健康保険に加入していない世帯主を含む)、および国民健康保険加入者全員と、特定同一世帯所属者のうち、給与所得者、および公的年金に係る所得を有する方をいいます。

※3 特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度に移行し、国民健康保険の資格を喪失した方をいいます。

●国民健康保険の加入、脱退の手続きについて

市民協働部保険医療課(庁舎1階) ☎43-0500

●国民健康保険税について

総務財政部税務課(庁舎1階) ☎43-0397

☎市民協働部保険医療課(庁舎1階) 担当:藤原敬子 ☎43-0500